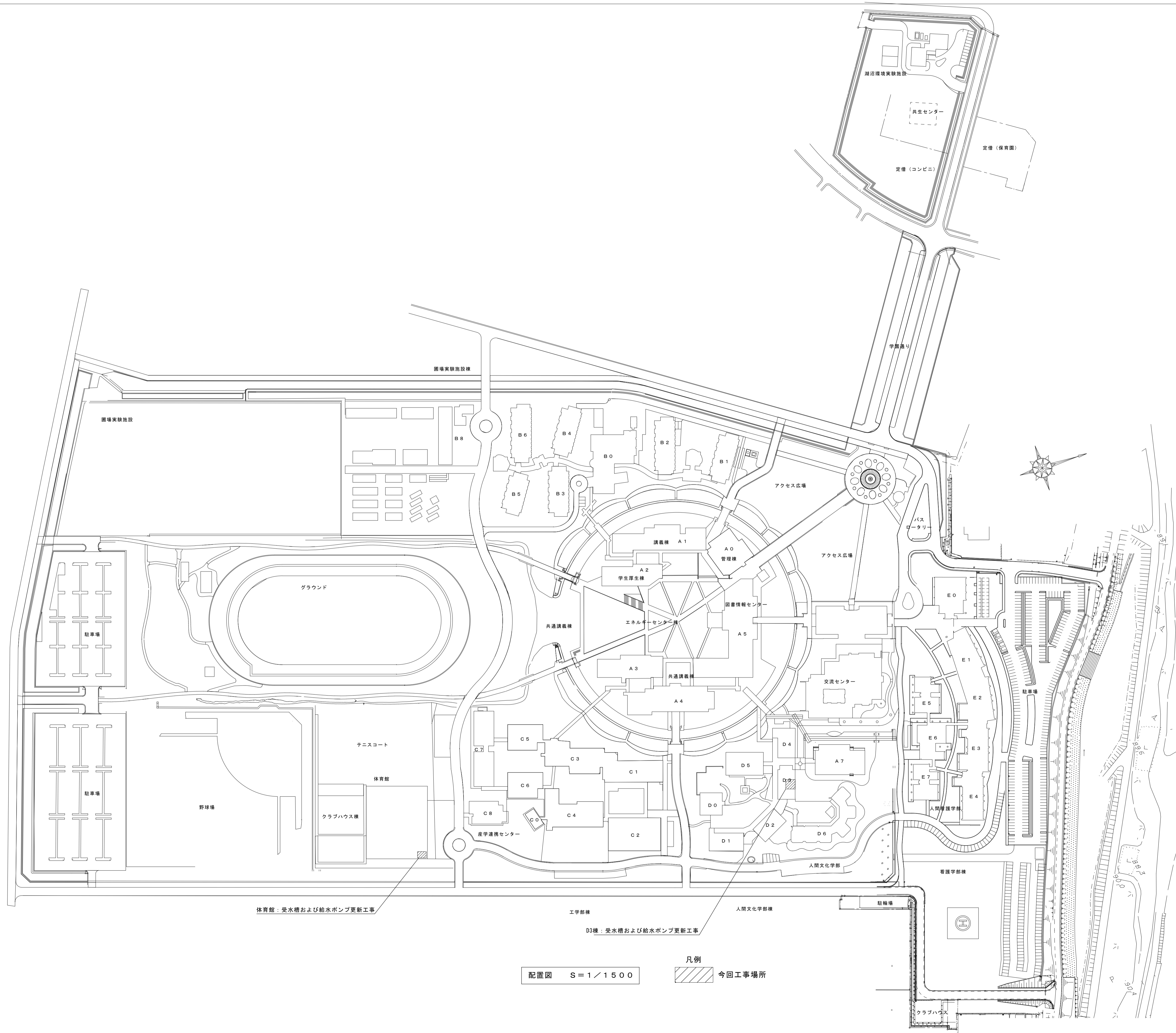




機械設備工事特記仕様書																																																																								
<p>工事名称 滋賀県立大学D棟他受水設備更新工事            工事場所 滋賀県彦根市八坂町2500            工事期間・限 日 年 月 日            工事概要説明 滋賀県立大学の受水設備の更新工事を行う。            ※該当事項には適用欄に○印を附す。</p> <table border="1"> <tr> <th>適用</th> <th>No</th> <th>工事種目</th> <th>工 種</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td>○</td> <td>1</td> <td>受水設備</td> <td>新設</td> <td>○</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2</td> <td>給水設備</td> <td>改修</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>3</td> <td>排水通気設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>4</td> <td>衛生器具設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>5</td> <td>ガス設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>6</td> <td>消火設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>7</td> <td>給湯設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>8</td> <td>換気設備</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td>9</td> <td>空調調和設備</td> <td></td> <td></td> </tr> </table> <p>別途工事 ・工事区分表による。</p>	適用	No	工事種目	工 種	備 考	○	1	受水設備	新設	○		2	給水設備	改修			3	排水通気設備				4	衛生器具設備				5	ガス設備				6	消火設備				7	給湯設備				8	換気設備				9	空調調和設備			<p>1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書、同改修工事標準仕様書および同設備工事標準図の最新版機械設備工事編（以下、「標準」という。）による。</p> <p>2. 項目は、○印の付いたものを適用する。</p> <table border="1"> <tr> <th>No</th> <th>名 称</th> <th>構 造</th> <th>階 数</th> <th>延面積 (㎡)</th> <th>棟数</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">計</td> </tr> </table>	No	名 称	構 造	階 数	延面積 (㎡)	棟数	備 考								計						
適用	No	工事種目	工 種	備 考																																																																				
○	1	受水設備	新設	○																																																																				
	2	給水設備	改修																																																																					
	3	排水通気設備																																																																						
	4	衛生器具設備																																																																						
	5	ガス設備																																																																						
	6	消火設備																																																																						
	7	給湯設備																																																																						
	8	換気設備																																																																						
	9	空調調和設備																																																																						
No	名 称	構 造	階 数	延面積 (㎡)	棟数	備 考																																																																		
計																																																																								
<p>建設概要</p> <table border="1"> <tr> <th>No</th> <th>名 称</th> <th>構 造</th> <th>階 数</th> <th>延面積 (㎡)</th> <th>棟数</th> <th>備 考</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="7">計</td> </tr> </table>	No	名 称	構 造	階 数	延面積 (㎡)	棟数	備 考								計																																																									
No	名 称	構 造	階 数	延面積 (㎡)	棟数	備 考																																																																		
計																																																																								
<p>一般共通事項</p> <p>1. 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書、同改修工事標準仕様書および同設備工事標準図の最新版機械設備工事編（以下、「標準」という。）による。</p> <p>2. 項目は、○印の付いたものを適用する。</p>	<p>18 監督職員事務所 規模 ・1号 ・2号 ・3号 ・4号 ・5号 ・設け<sup>○</sup>い 備品 机、いす、書棚、黒板、製図板、ゴム長靴、雨がば、保護帽、受注者加入電話の子機、衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器等監督職員の指示による。</p> <p>※19 安全対策 工事車輛の出入りについては、危険防止に努めること。又、必要に応じて交通整理員を配置すると共に、近隣家庭に騒音、振動等公害発生のない様留意し、全般に支障なき様万全の策を講ずること。また、施設運営についても、担当者と協議を行い支障なき様に努めること。</p> <p>20 統括安全衛生管理業務者 労働安全衛生法第30条第2項の統括安全衛生管理業務者には、（建設工事 電気設備工事機械設備工事）の請負人を指す。</p> <p>21 創意工夫等実施状況 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで提出することができる。</p> <p>ただし、工事成績評価における高度技術、創意工夫または地域社会への貢献（以下「創意工夫等」という）に対する評価は、施工計画書にそのことが記載され、または事前に請負人から自主的に創意工夫等にかかる資料が監督職員より提出され、それらの項目が創意工夫等に該当すると判断し、施工等に反映されていた場合に評価するものとし、実施前に施工計画書に記載または資料等の提出がなされていない場合は評価しないものとする。</p> <p>22 別途工事との連絡協議 受注者は、工事別の業者間で互いに連絡をとり、定期的に協議会を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取合について図示あるも、施工時に必要に依り協議を行い連絡を密にすること。</p> <p>※23 シンナー等の保管管理 24 フロンの回収等</p> <p>25 工事実績情報の作成・登録 受注者は、工事請負代金 500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入カシステムに基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた後、（一財）日本情報総合センター(JACIC)に登録するとともに、センター発行の「登録内容確認書（工事実績）」の写しを監督職員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりとする。 (1)受注登録の期限は、契約締結後10日以内とする。 (2)竣工登録の期限は、工事完成後10日以内とする。 (3)受注登録の内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に更正登録を行うこと。</p> <p>26 工事関係車両の保管管理 受注者は電法法を遵守し、不法無届車を搭載した工事車両を使用しないものとする。また、現場において不法無届車を搭載していると疑わしい車両を確認したときは、速やかに監督職員にその旨報告する。</p> <p>27 通積載等の防止措置 受注者は通積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出し徹底を図ること。</p> <p>28 技術検査 工事施工中において、適宜中間技術検査を実施する。</p> <p>※29 施工上の留意事項等</p> <p>1 液化石油ガス設備工事を施工するものは、特定化石油ガス設備工事業者であること。            2 液化石油ガス設備工事の作業に従事する者は、液化石油ガス設備士であること。            3 液化石油ガスの各種検査は、供給者または保安機関の検査を受け合格すること（記録簿および検査写真を提出すること）。            4 給水配管の接合剤は、水道用用の接合剤とする（継手型を除く）。            5 地中埋設の銅管等は防食処理を行う。また、コンクリート貫通箇所はプラスチックテープを巻きモルタル埋める。            6 建物内埋設配管は全てスラブより吊るものとし、その要領は標準仕様書の屋内配管の支持要領に準ずる。            7 暖房給湯設備における試運転用油量は、オイルストレージタンクの1/3以上とする。            8 空調調和設備における切替については、100A以上はパタフライ工(JIS10K)とする。            9 排水槽、汚水槽、浄化槽と硬質塩化ビニル管の接続部は砂付加工の工場の製品品を使用し、漏水防止を図る。            10 機械設備工事内で電気設備を含む場合には、別途電気設備工事に全て準ずる。            11 機器の据付、配管支持については、「建築設備耐震設計施工指針」を参考とする。            12 風量調整ダンパー、防煙煙ダンパー類は、全て工場製品とし、（財）日本建築センターの防災認定マークを貼付されたものとする。            13 配管には空気がまじりぬるように施工し、図示以外で施工必要箇所には自動空気抜き弁を取付ける。            14 保溫工事については、極力滋賀県保溫保冷事業協同組合等県内業者とする。            15 当該工種において、既設配管、既設設備配管があった場合は監督職員の指示により、迂回等の工事を行い、軽微なものは本工事内とする。また撤去工事は特に既設配管の先行を確認の上、安全に処理する。            16 環境配慮の観点から、以下の材料の利用に努めること。            (1)グリーン購入法に基づくエコマーク商品            (2)建設リサイクル法により再資源化されたリサイクル製品、材料            (3)資源リサイクル製品認定制度に基づく滋賀県リサイクル製品            (参考URL http://www.pref.shiga.jp/d/haikibutsu/gomizero/h212refnest.pdf)</p> <p>30 暴力団員等による不当介入の排除 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について「（不当介入に関する通報制度）」の徹底について            1 受注者（受注者または発注者）は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他無関係な者等）に対して不当介入をしようとするすべての者という。」による不当介入（不当な要求または業務妨害）を受けた場合は、直ちにこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、検査上必要な対応を行うものとする。            2 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。            3 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>31 環境配慮指針 公共事業に係る環境配慮指針実施要領に基づき、チェックシートを作成し提出すること。</p> <p>32 解体2日取組促進型工事（受注者希望方式） 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して解体2日に取組む旨を協議した上で工事を実施する（「（解体工事）解体2日取組促進型工事（受注者希望方式）」である。費用の計上等の運用にあたっては、「（解体工事）解体2日取組促進型工事実施要領」により行う。</p> <p>33 建設工事公衆災害防止対策要綱 建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の27第2項の規定に基づき「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号 令和元年9月2日、以下「新要綱」）」が告示されたため、公共建築工事標準仕様書に位置付けのある「建設工事公衆災害防止対策要綱」は新要綱に読み替える。</p> <p>34 余剰期間制度（任意希望方式） 1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設費、労働者確保等の準備を行うことができる余剰期間（契約締結日から工事開始日の前日までの期間）を設定した工事であり、発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者は工事開始日を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、所定の様式により、工事開始日を通知すること。取り扱いについては、「工事における余剰期間制度実施要領（令和〇年〇月）（滋賀県）」および「建設工事における余剰期間制度 運用マニュアル（令和〇年〇月）（滋賀県土木交通部）」に基づくものとする。            2. 余剰期間中は、現場に投入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余剰期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。            3. 余剰期間中は、主任技術者または監督技術者を配置することを要しない。また、現場代理人は工事現場に常駐しないものとする。            4. コリンスへ登録する技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余剰期間を含まないことに留意するものとする。）            5. 受注者は工事開始日の前日までに現場代理人等定め、所定の様式により届け出るものとする。            6. 実工期：工事開始日から●●●日間            なお、仮入札価格調査等により、上記の工事開始期限日以降に契約締結となった場合には、余剰期間は適用しない。</p>																																																																							
<p>1 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書、同改修工事標準仕様書および同設備工事標準図の最新版機械設備工事編（以下、「標準」という。）による。</p> <p>2. 項目は、○印の付いたものを適用する。</p>	<p>※19 安全対策 工事車輛の出入りについては、危険防止に努めること。又、必要に応じて交通整理員を配置すると共に、近隣家庭に騒音、振動等公害発生のない様留意し、全般に支障なき様万全の策を講ずること。また、施設運営についても、担当者と協議を行い支障なき様に努めること。</p> <p>20 統括安全衛生管理業務者 労働安全衛生法第30条第2項の統括安全衛生管理業務者には、（建設工事 電気設備工事機械設備工事）の請負人を指す。</p> <p>21 創意工夫等実施状況 受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで提出することができる。</p> <p>ただし、工事成績評価における高度技術、創意工夫または地域社会への貢献（以下「創意工夫等」という）に対する評価は、施工計画書にそのことが記載され、または事前に請負人から自主的に創意工夫等にかかる資料が監督職員より提出され、それらの項目が創意工夫等に該当すると判断し、施工等に反映されていた場合に評価するものとし、実施前に施工計画書に記載または資料等の提出がなされていない場合は評価しないものとする。</p> <p>22 別途工事との連絡協議 受注者は、工事別の業者間で互いに連絡をとり、定期的に協議会を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取合について図示あるも、施工時に必要に依り協議を行い連絡を密にすること。</p> <p>※23 シンナー等の保管管理 24 フロンの回収等</p> <p>25 工事実績情報の作成・登録 受注者は、工事請負代金 500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入カシステムに基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた後、（一財）日本情報総合センター(JACIC)に登録するとともに、センター発行の「登録内容確認書（工事実績）」の写しを監督職員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりとする。 (1)受注登録の期限は、契約締結後10日以内とする。 (2)竣工登録の期限は、工事完成後10日以内とする。 (3)受注登録の内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に更正登録を行うこと。</p> <p>26 工事関係車両の保管管理 受注者は電法法を遵守し、不法無届車を搭載した工事車両を使用しないものとする。また、現場において不法無届車を搭載していると疑わしい車両を確認したときは、速やかに監督職員にその旨報告する。</p> <p>27 通積載等の防止措置 受注者は通積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出し徹底を図ること。</p> <p>28 技術検査 工事施工中において、適宜中間技術検査を実施する。</p> <p>※29 施工上の留意事項等</p> <p>1 液化石油ガス設備工事を施工するものは、特定化石油ガス設備工事業者であること。            2 液化石油ガス設備工事の作業に従事する者は、液化石油ガス設備士であること。            3 液化石油ガスの各種検査は、供給者または保安機関の検査を受け合格すること（記録簿および検査写真を提出すること）。            4 給水配管の接合剤は、水道用用の接合剤とする（継手型を除く）。            5 地中埋設の銅管等は防食処理を行う。また、コンクリート貫通箇所はプラスチックテープを巻きモルタル埋める。            6 建物内埋設配管は全てスラブより吊るものとし、その要領は標準仕様書の屋内配管の支持要領に準ずる。            7 暖房給湯設備における試運転用油量は、オイルストレージタンクの1/3以上とする。            8 空調調和設備における切替については、100A以上はパタフライ工(JIS10K)とする。            9 排水槽、汚水槽、浄化槽と硬質塩化ビニル管の接続部は砂付加工の工場の製品品を使用し、漏水防止を図る。            10 機械設備工事内で電気設備を含む場合には、別途電気設備工事に全て準ずる。            11 機器の据付、配管支持については、「建築設備耐震設計施工指針」を参考とする。            12 風量調整ダンパー、防煙煙ダンパー類は、全て工場製品とし、（財）日本建築センターの防災認定マークを貼付されたものとする。            13 配管には空気がまじりぬるように施工し、図示以外で施工必要箇所には自動空気抜き弁を取付ける。            14 保溫工事については、極力滋賀県保溫保冷事業協同組合等県内業者とする。            15 当該工種において、既設配管、既設設備配管があった場合は監督職員の指示により、迂回等の工事を行い、軽微なものは本工事内とする。また撤去工事は特に既設配管の先行を確認の上、安全に処理する。            16 環境配慮の観点から、以下の材料の利用に努めること。            (1)グリーン購入法に基づくエコマーク商品            (2)建設リサイクル法により再資源化されたリサイクル製品、材料            (3)資源リサイクル製品認定制度に基づく滋賀県リサイクル製品            (参考URL http://www.pref.shiga.jp/d/haikibutsu/gomizero/h212refnest.pdf)</p> <p>30 暴力団員等による不当介入の排除 滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について「（不当介入に関する通報制度）」の徹底について            1 受注者（受注者または発注者）は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他無関係な者等）に対して不当介入をしようとするすべての者という。」による不当介入（不当な要求または業務妨害）を受けた場合は、直ちにこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、検査上必要な対応を行うものとする。            2 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。            3 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。</p> <p>31 環境配慮指針 公共事業に係る環境配慮指針実施要領に基づき、チェックシートを作成し提出すること。</p> <p>32 解体2日取組促進型工事（受注者希望方式） 本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して解体2日に取組む旨を協議した上で工事を実施する（「（解体工事）解体2日取組促進型工事（受注者希望方式）」である。費用の計上等の運用にあたっては、「（解体工事）解体2日取組促進型工事実施要領」により行う。</p> <p>33 建設工事公衆災害防止対策要綱 建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の27第2項の規定に基づき「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号 令和元年9月2日、以下「新要綱」）」が告示されたため、公共建築工事標準仕様書に位置付けのある「建設工事公衆災害防止対策要綱」は新要綱に読み替える。</p> <p>34 余剰期間制度（任意希望方式） 1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設費、労働者確保等の準備を行うことができる余剰期間（契約締結日から工事開始日の前日までの期間）を設定した工事であり、発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者は工事開始日を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、所定の様式により、工事開始日を通知すること。取り扱いについては、「工事における余剰期間制度実施要領（令和〇年〇月）（滋賀県）」および「建設工事における余剰期間制度 運用マニュアル（令和〇年〇月）（滋賀県土木交通部）」に基づくものとする。            2. 余剰期間中は、現場に投入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余剰期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。            3. 余剰期間中は、主任技術者または監督技術者を配置することを要しない。また、現場代理人は工事現場に常駐しないものとする。            4. コリンスへ登録する技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余剰期間を含まないことに留意するものとする。）            5. 受注者は工事開始日の前日までに現場代理人等定め、所定の様式により届け出るものとする。            6. 実工期：工事開始日から●●●日間            なお、仮入札価格調査等により、上記の工事開始期限日以降に契約締結となった場合には、余剰期間は適用しない。</p>																																																																							
<p>1 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書、同改修工事標準仕様書および同設備工事標準図の最新版機械設備工事編（以下、「標準」という。）による。</p> <p>2. 項目は、○印の付いたものを適用する。</p>	<p>35 (項目削除)</p> <p>36 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監視技術者(以下、「特例監視技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。            (1)建設業法第26条第3項ただし書による監視技術者の職務を補佐する者(以下、「監視技術者補佐」という。)を専任で配置すること。            (2)監視技術者補佐は、一般施工管理士等の国家資格者、学歴や実務経験により監視技術者の資格を有する者であること。なお、監視技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定科目は、特例監視技術者に求める技術検定科目と同じであること。            (3)監視技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。            (4)同一の特例監視技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。            (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の変遷する複数の請負契約に係る工事であっても、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体化が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。)            (5)特例監視技術者が兼務できる工事は同一土木事務所管内(土木事務所、支所)の工事でなければならない。            (6)特例監視技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回および主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。            (7)特例監視技術者と監視技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。            (8)監視技術者補佐が担当業務等について、明らかにすること。            2. 本工事の監視技術者が特例監視技術者として兼務する事となる場合、前項(1)～(8)の事項について確認できる書類を下記より提出すること。            (1)監視技術者の資格を有する書類(一般施工管理士等の国家資格者などの合格証など)            (2)(1)の提出書類と同じ            (3)監視技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(3か月以上の雇用関係を証明できる健康保険被保険者証の写しなど)            (4)特例監視技術者が兼務する工事のCORINSの写し等            (5)(4)の提出書類と同じ            (6)業務分担、連絡体制等を記載した書類(施工計画書など)            (7)(6)の提出書類と同じ            (8)(6)の提出書類と同じ            3. 本工事において、特例監視技術者および監視技術者補佐の配置を行う場合または配置を要さなくなった場合は適切にCORINSへの登録を行うこと。</p> <p>37 石砕含有建材の事前調査 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石砕降着予防規則、その他石砕処理に関する諸法令等に基づき実施すること。            ・石砕の事前調査は、建築物石砕含有建材調査講習登録規程に規定する建築物石砕含有建材調査者等、一定の見解を有する者が実施すること。            ・事前調査結果は書面が発注者に説明すること。            ・事前調査結果を作業場に備え付け、掲示すること。</p> <p>38 関係省庁等への届出 工事および機器設置等に伴い必要な届出について行うこと。</p>																																																																							
<p>1 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書、同改修工事標準仕様書および同設備工事標準図の最新版機械設備工事編（以下、「標準」という。）による。</p> <p>2. 項目は、○印の付いたものを適用する。</p>	<p>39 石砕含有建材の事前調査 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石砕降着予防規則、その他石砕処理に関する諸法令等に基づき実施すること。            ・石砕の事前調査は、建築物石砕含有建材調査講習登録規程に規定する建築物石砕含有建材調査者等、一定の見解を有する者が実施すること。            ・事前調査結果は書面が発注者に説明すること。            ・事前調査結果を作業場に備え付け、掲示すること。</p> <p>40 関係省庁等への届出 工事および機器設置等に伴い必要な届出について行うこと。</p>																																																																							
<p>1 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書、同改修工事標準仕様書および同設備工事標準図の最新版機械設備工事編（以下、「標準」という。）による。</p> <p>2. 項目は、○印の付いたものを適用する。</p>	<p>41 関係省庁等への届出 工事および機器設置等に伴い必要な届出について行うこと。</p>																																																																							
<p>1 図面及び仕様書に記載されていない事項は、すべて、国土交通省大臣官房官庁営繕部監修公共建築工事標準仕様書、同改修工事標準仕様書および同設備工事標準図の最新版機械設備工事編（以下、「標準」という。）による。</p> <p>2. 項目は、○印の付いたものを適用する。</p>	<p>42 関係省庁等への届出 工事および機器設置等に伴い必要な届出について行うこと。</p>																																																																							

項目	特記事項
18 監督職員事務所	規模 ・1号 ・2号 ・3号 ・4号 ・5号 ・設け <sup>○</sup> い 備品 机、いす、書棚、黒板、製図板、ゴム長靴、雨がば、保護帽、受注者加入電話の子機、衣類ロッカー、冷暖房機器、消火器等監督職員の指示による。
※19 安全対策	工事車輛の出入りについては、危険防止に努めること。又、必要に応じて交通整理員を配置すると共に、近隣家庭に騒音、振動等公害発生のない様留意し、全般に支障なき様万全の策を講ずること。また、施設運営についても、担当者と協議を行い支障なき様に努めること。
20 統括安全衛生管理業務者	労働安全衛生法第30条第2項の統括安全衛生管理業務者には、（建設工事 電気設備工事機械設備工事）の請負人を指す。
21 創意工夫等実施状況	受注者は、工事施工において、自ら立案実施した創意工夫や技術力に関する項目、または地域社会への貢献として評価できる項目に関する事項について、工事完了時まで提出することができる。
22 別途工事との連絡協議	受注者は、工事別の業者間で互いに連絡をとり、定期的に協議会を行い、工事施工上の調整を図ること。また、工事区分の取合について図示あるも、施工時に必要に依り協議を行い連絡を密にすること。
※23 シンナー等の保管管理	シンナー等については、工事現場に放置することなく、保管を厳重に行い溢漏を防止すると共に、保管数量についても作業前、作業終了後の確認等確実な管理を行うものとする。
24 フロンの回収等	冷媒にフロンを使用している機器の撤去においては、メーカー等よりフロンガスを全量回収し、大気放出をしない処理を行うこと。また、施工に当たっては特定フロンを使用した材料、工法を用いないこと。
25 工事実績情報の作成・登録	受注者は、工事請負代金 500万円以上の工事について、工事実績情報サービス(CORINS)入カシステムに基づき、「登録のための確認のお願い」を作成し監督職員の確認を受けた後、（一財）日本情報総合センター(JACIC)に登録するとともに、センター発行の「登録内容確認書（工事実績）」の写しを監督職員に提出しなければならない。提出の期限は、以下のとおりとする。 (1)受注登録の期限は、契約締結後10日以内とする。 (2)竣工登録の期限は、工事完成後10日以内とする。 (3)受注登録の内容に変更があった場合は、変更があった日から10日以内に更正登録を行うこと。
26 工事関係車両の保管管理	受注者は電法法を遵守し、不法無届車を搭載した工事車両を使用しないものとする。また、現場において不法無届車を搭載していると疑わしい車両を確認したときは、速やかに監督職員にその旨報告する。
27 通積載等の防止措置	受注者は通積載等の違法運行防止を図るため、道路交通法を遵守する旨を記載した施工計画書を提出し徹底を図ること。
28 技術検査	工事施工中において、適宜中間技術検査を実施する。
※29 施工上の留意事項等	1 液化石油ガス設備工事を施工するものは、特定化石油ガス設備工事業者であること。 2 液化石油ガス設備工事の作業に従事する者は、液化石油ガス設備士であること。 3 液化石油ガスの各種検査は、供給者または保安機関の検査を受け合格すること（記録簿および検査写真を提出すること）。 4 給水配管の接合剤は、水道用用の接合剤とする（継手型を除く）。 5 地中埋設の銅管等は防食処理を行う。また、コンクリート貫通箇所はプラスチックテープを巻きモルタル埋める。 6 建物内埋設配管は全てスラブより吊るものとし、その要領は標準仕様書の屋内配管の支持要領に準ずる。 7 暖房給湯設備における試運転用油量は、オイルストレージタンクの1/3以上とする。 8 空調調和設備における切替については、100A以上はパタフライ工(JIS10K)とする。 9 排水槽、汚水槽、浄化槽と硬質塩化ビニル管の接続部は砂付加工の工場の製品品を使用し、漏水防止を図る。 10 機械設備工事内で電気設備を含む場合には、別途電気設備工事に全て準ずる。 11 機器の据付、配管支持については、「建築設備耐震設計施工指針」を参考とする。 12 風量調整ダンパー、防煙煙ダンパー類は、全て工場製品とし、（財）日本建築センターの防災認定マークを貼付されたものとする。 13 配管には空気がまじりぬるように施工し、図示以外で施工必要箇所には自動空気抜き弁を取付ける。 14 保溫工事については、極力滋賀県保溫保冷事業協同組合等県内業者とする。 15 当該工種において、既設配管、既設設備配管があった場合は監督職員の指示により、迂回等の工事を行い、軽微なものは本工事内とする。また撤去工事は特に既設配管の先行を確認の上、安全に処理する。 16 環境配慮の観点から、以下の材料の利用に努めること。 （1）グリーン購入法に基づくエコマーク商品 （2）建設リサイクル法により再資源化されたリサイクル製品、材料 （3）資源リサイクル製品認定制度に基づく滋賀県リサイクル製品 （参考URL http://www.pref.shiga.jp/d/haikibutsu/gomizero/h212refnest.pdf)
30 暴力団員等による不当介入の排除	滋賀県の発注する建設工事等における暴力団員等による不当介入の排除について「（不当介入に関する通報制度）」の徹底について 1 受注者（受注者または発注者）は、暴力団員等（暴力団の構成員および暴力団関係者、その他無関係な者等）に対して不当介入をしようとするすべての者という。」による不当介入（不当な要求または業務妨害）を受けた場合は、直ちにこれを拒否するとともに、不当介入があった時点で速やかに警察に通報を行うとともに、検査上必要な対応を行うものとする。 2 受注者は、前項により通報を行った場合には、速やかにその内容を記載した通報書（別記様式第1号）により所轄警察署に届け出るとともに、監督職員に報告するものとする。また、受注者は、以上のことについて、下請負人（再委託の協力者を含む）に対して、十分に指導を行うものとする。 3 受注者は、暴力団員等による不当介入を受けたことが明らかになり、工程等に被害が生じた場合は、監督職員と協議するものとする。
31 環境配慮指針	公共事業に係る環境配慮指針実施要領に基づき、チェックシートを作成し提出すること。
32 解体2日取組促進型工事（受注者希望方式）	本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して解体2日に取組む旨を協議した上で工事を実施する（「（解体工事）解体2日取組促進型工事（受注者希望方式）」である。費用の計上等の運用にあたっては、「（解体工事）解体2日取組促進型工事実施要領」により行う。
33 建設工事公衆災害防止対策要綱	建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の27第2項の規定に基づき「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号 令和元年9月2日、以下「新要綱」）」が告示されたため、公共建築工事標準仕様書に位置付けのある「建設工事公衆災害防止対策要綱」は新要綱に読み替える。
34 余剰期間制度（任意希望方式）	1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設費、労働者確保等の準備を行うことができる余剰期間（契約締結日から工事開始日の前日までの期間）を設定した工事であり、発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者は工事開始日を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、所定の様式により、工事開始日を通知すること。取り扱いについては、「工事における余剰期間制度実施要領（令和〇年〇月）（滋賀県）」および「建設工事における余剰期間制度 運用マニュアル（令和〇年〇月）（滋賀県土木交通部）」に基づくものとする。 2. 余剰期間中は、現場に投入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余剰期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。 3. 余剰期間中は、主任技術者または監督技術者を配置することを要しない。また、現場代理人は工事現場に常駐しないものとする。 4. コリンスへ登録する技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余剰期間を含まないことに留意するものとする。） 5. 受注者は工事開始日の前日までに現場代理人等定め、所定の様式により届け出るものとする。 6. 実工期：工事開始日から●●●日間 なお、仮入札価格調査等により、上記の工事開始期限日以降に契約締結となった場合には、余剰期間は適用しない。
31 環境配慮指針	公共事業に係る環境配慮指針実施要領に基づき、チェックシートを作成し提出すること。
32 解体2日取組促進型工事（受注者希望方式）	本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して解体2日に取組む旨を協議した上で工事を実施する（「（解体工事）解体2日取組促進型工事（受注者希望方式）」である。費用の計上等の運用にあたっては、「（解体工事）解体2日取組促進型工事実施要領」により行う。
33 建設工事公衆災害防止対策要綱	建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の27第2項の規定に基づき「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号 令和元年9月2日、以下「新要綱」）」が告示されたため、公共建築工事標準仕様書に位置付けのある「建設工事公衆災害防止対策要綱」は新要綱に読み替える。
34 余剰期間制度（任意希望方式）	1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設費、労働者確保等の準備を行うことができる余剰期間（契約締結日から工事開始日の前日までの期間）を設定した工事であり、発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者は工事開始日を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、所定の様式により、工事開始日を通知すること。取り扱いについては、「工事における余剰期間制度実施要領（令和〇年〇月）（滋賀県）」および「建設工事における余剰期間制度 運用マニュアル（令和〇年〇月）（滋賀県土木交通部）」に基づくものとする。 2. 余剰期間中は、現場に投入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余剰期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。 3. 余剰期間中は、主任技術者または監督技術者を配置することを要しない。また、現場代理人は工事現場に常駐しないものとする。 4. コリンスへ登録する技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余剰期間を含まないことに留意するものとする。） 5. 受注者は工事開始日の前日までに現場代理人等定め、所定の様式により届け出るものとする。 6. 実工期：工事開始日から●●●日間 なお、仮入札価格調査等により、上記の工事開始期限日以降に契約締結となった場合には、余剰期間は適用しない。
31 環境配慮指針	公共事業に係る環境配慮指針実施要領に基づき、チェックシートを作成し提出すること。
32 解体2日取組促進型工事（受注者希望方式）	本工事は、受注者が工事着手前に発注者に対して解体2日に取組む旨を協議した上で工事を実施する（「（解体工事）解体2日取組促進型工事（受注者希望方式）」である。費用の計上等の運用にあたっては、「（解体工事）解体2日取組促進型工事実施要領」により行う。
33 建設工事公衆災害防止対策要綱	建設業法（昭和24年法律第100号）第25条の27第2項の規定に基づき「建設工事公衆災害防止対策要綱（国土交通省告示第496号 令和元年9月2日、以下「新要綱」）」が告示されたため、公共建築工事標準仕様書に位置付けのある「建設工事公衆災害防止対策要綱」は新要綱に読み替える。
34 余剰期間制度（任意希望方式）	1. 本工事は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設費、労働者確保等の準備を行うことができる余剰期間（契約締結日から工事開始日の前日までの期間）を設定した工事であり、発注者が示した工事開始期限日までの間で、受注者は工事開始日を任意に設定することができる。なお、受注者は、契約を締結するまでの間に、所定の様式により、工事開始日を通知すること。取り扱いについては、「工事における余剰期間制度実施要領（令和〇年〇月）（滋賀県）」および「建設工事における余剰期間制度 運用マニュアル（令和〇年〇月）（滋賀県土木交通部）」に基づくものとする。 2. 余剰期間中は、現場に投入しない資材等の準備を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余剰期間内に行う準備は受注者の責任により行うものとする。 3. 余剰期間中は、主任技術者または監督技術者を配置することを要しない。また、現場代理人は工事現場に常駐しないものとする。 4. コリンスへ登録する技術者の従事期間は、実工期をもって登録するものとする。（余剰期間を含まないことに留意するものとする。） 5. 受注者は工事開始日の前日までに現場代理人等定め、所定の様式により届け出るものとする。 6. 実工期：工事開始日から●●●日間 なお、仮入札価格調査等により、上記の工事開始期限日以降に契約締結となった場合には、余剰期間は適用しない。

項目	特記事項
35 (項目削除)	
36 建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監視技術者(以下、「特例監視技術者」という。)の配置を行う場合は以下の(1)～(8)の要件を全て満たさなければならない。 (1)建設業法第26条第3項ただし書による監視技術者の職務を補佐する者(以下、「監視技術者補佐」という。)を専任で配置すること。 (2)監視技術者補佐は、一般施工管理士等の国家資格者、学歴や実務経験により監視技術者の資格を有する者であること。なお、監視技術者補佐の建設業法第27条の規定に基づく技術検定科目は、特例監視技術者に求める技術検定科目と同じであること。 (3)監視技術者補佐は入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係にあること。 (4)同一の特例監視技術者が配置できる工事の数は、本工事を含め同時に2件までとする。 (ただし、同一あるいは別々の発注者が、同一の建設業者と締結する契約工期の変遷する複数の請負契約に係る工事であっても、かつ、それぞれの工事の対象となる工作物等に一体化が認められるもの(当初の請負契約以外の請負契約が随意契約により締結される場合に限る。)については、これら複数の工事を一の工事とみなす。) (5)特例監視技術者が兼務できる工事は同一土木事務所管内(土木事務所、支所)の工事でなければならない。 (6)特例監視技術者は、施工における主要な会議への参加、現場の巡回および主要な工程の立会等の職務を適正に遂行しなければならない。 (7)特例監視技術者と監視技術者補佐との間で常に連絡が取れる体制であること。 (8)監視技術者補佐が担当業務等について、明らかにすること。 2. 本工事の監視技術者が特例監視技術者として兼務する事となる場合、前項(1)～(8)の事項について確認できる書類を下記より提出すること。 (1)監視技術者の資格を有する書類(一般施工管理士等の国家資格者などの合格証など) (2)(1)の提出書類と同じ (3)監視技術者補佐の直接的かつ恒常的な雇用関係を証明する書類(3か月以上の雇用関係を証明できる健康保険被保険者証の写しなど) (4)特例監視技術者が兼務する工事のCORINSの写し等 (5)(4)の提出書類と同じ (6)業務分担、連絡体制等を記載した書類(施工計画書など) (7)(6)の提出書類と同じ (8)(6)の提出書類と同じ 3. 本工事において、特例監視技術者および監視技術者補佐の配置を行う場合または配置を要さなくなった場合は適切にCORINSへの登録を行うこと。 <p>37 石砕含有建材の事前調査 大気汚染防止法、労働安全衛生法、石砕降着予防規則、その他石砕処理に関する諸法令等に基づき実施すること。 ・石砕の事前調査は、建築物石砕含有建材調査講習登録規程に規定する建築物石砕含有建材調査者等、一定の見解を有する者が実施すること。 ・事前調査結果は書面が発注者に説明すること。 ・事前調査結果を作業場に備え付け、掲示すること。</p> <p>38 関係省庁</p>	



体育館：受水槽および給水ポンプ更新工事

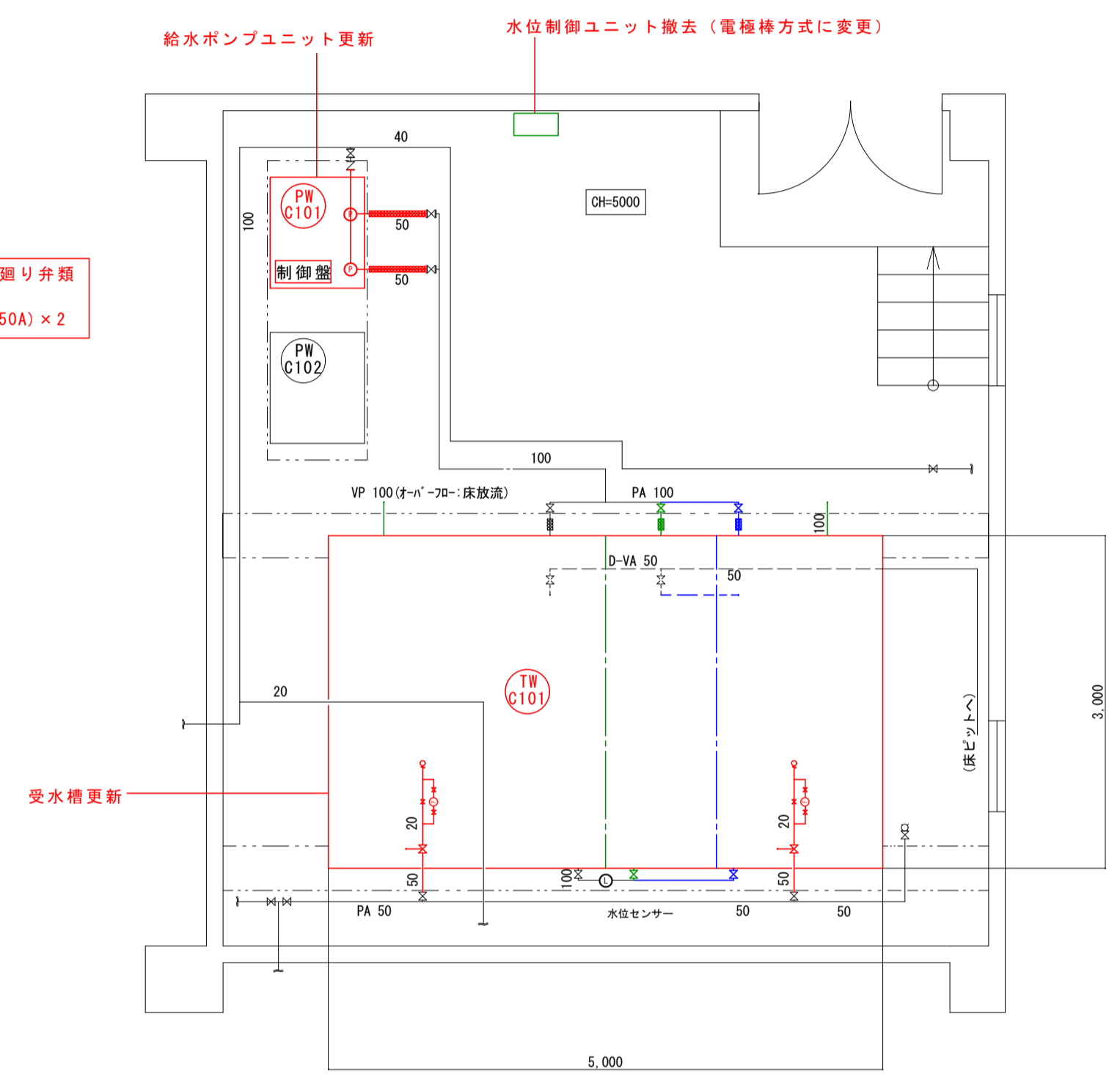
工学部棟  
D3棟：受水槽および給水ポンプ更新工事

配置図 S=1/1500

凡例  
今回工事場所

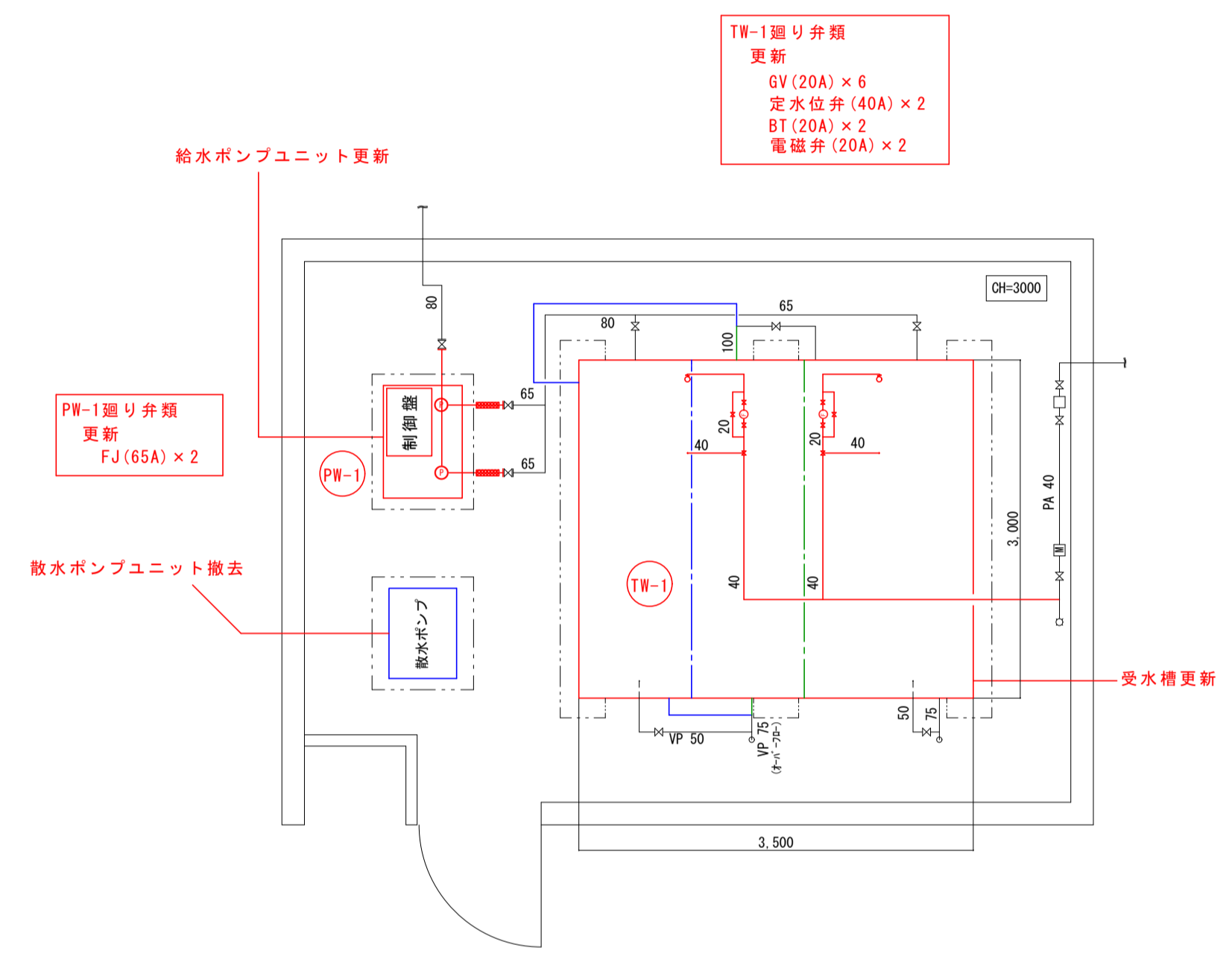
特記			承認	工事名称 滋賀県立大学D棟他受水設備更新工事	縮尺 1/1,500	令和5年9月	滋賀県立大学財務課			図面番号 M-2
			日付	機械設備工事 配置図						





D3棟 1階 受水槽室平面図

PW-C101廻り弁類更新 FJ(50A) × 2



体育館 1階 受水槽室平面図

TW-1廻り弁類更新  
GV(20A) × 6  
定水位弁(40A) × 2  
BT(20A) × 2  
電磁弁(20A) × 2

PW-1廻り弁類更新 FJ(65A) × 2

TW-C101廻り弁類更新  
GV(20A) × 6  
定水位弁(50A) × 2  
BT(20A) × 2  
電磁弁(20A) × 2  
撤去  
GV(100A) × 2  
新設  
GV(100A) × 2

凡例	
<span style="color: red;">—</span>	更新
<span style="color: green;">—</span>	撤去
<span style="color: blue;">—</span>	新設

配管を更新・新設する際の管種は特記仕様による。